



としま食育フェア

～豊かな食で元気になろう食パワーで体力アップ!!～

2月24日(土) 午前10時30分～午後3時30分

としまセンタースクエア(区役所本庁舎1階)

☎当日直接会場へ。

東京豊島青果、味の素(株)、すみだ水族館の協力による、講演会や展示・体験コーナーなど盛りだくさんの食育イベント。

●キッズプログラム…午前11時～11時30分◇親子で体操、エプロンシアター、クイズでビンゴ

●としま豊かな食コンクール「調べ学習」表彰式…午後0時30分～1時15分

●展示・体験コーナー

学校給食・保育所の食育活動紹介、朝ごはんについての展示や折り紙、手の汚れ測定、野菜に関するクイズ、ごみ分別ゲーム、栄養バランスを考えたメニュー紹介、街の巨匠たちの写真やメニューコンクール・調べ学習入賞作品展示、いきものクイズなど。

●食育クイズラリー

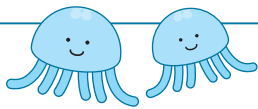
100ポイント対象プログラム

各コーナーを回ってクイズに答え、さらにガチャマシンの挑戦して当たりが出れば野菜などのプレゼントあり。



☎保健事業グループ☎3987-4660

食育講演会「いきものを育てる、いのちをいただく～クラゲのからだ・食事を観察してみよう～」



…午後1時30分～3時◇講師…すみだ水族館 生物資源科学博士/中坪俊之氏。参加者にはすみだ水族館特製のシールをプレゼント◇48名☎当日先着順受付。

パブリックコメント

「豊島区自転車走行環境計画」(案)をまとめました

区内で活動しやすい交通体系の実現のために、自転車走行空間づくりと整備された走行空間を適切に利用するための環境づくりを含めた「豊島区自転車走行環境計画」を策定します。策定にあたっては、区民・学識経験者などからなる豊島区自転車等駐車対策協議会での議論を重ね、計画の案をとりまとめました。この案について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

●閲覧できます

原案の全文は2月21日まで、土木管理課、行政情報コーナー、区民事務所、区民ひろば、図書館、区ホームページで閲覧できます。

●ご意見をお寄せください

便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者)を記入し、郵送かファクスかEメールで2月21日(必着)までに「土木管理課自転車計画グループ☎3981-4844、☎A0023206@city.toshima.lg.jp」へ。直接当グループ窓口へ持参も可※個別に直接回答はしません。

☎当グループ☎4566-2691

税・国保・年金

特別区民税・都民税の納付が確認できない方へ催告書を送付します

◇催告書…平成29年度第1期分(平成29年6月30日納期限)～第3期分(平成29年10月31日納期限)の納付が確認できない部分。

◇納付…2月6日に催告書を送付します。期限内に納付してください。期限までに納付が困難な場合は分割納付などの相談を行なっています。税務課整理第一・第二グループに相談してください。

◇夜間窓口開設日…2月14日(水) 午後5～9時

☎当グループ☎4566-2362

国民健康保険加入者の方へ「医療費のお知らせ」を送付します

加入者の方が診療を受けた内容を世帯主あてにお知らせします。このお知らせによる手続きの必要はありません。医療機関に支払われる医療費の総額を知るとともに、健康の大切さを考えるきっかけにしてください。なお、今回のお知らせは、原則として確定申告には使用できません。

◇発送時期…2月中旬頃

◇内容…平成29年5～10月の間の医療費。ただし、窓口支払額(1～3割)ではなく、総医療費(10割)を記載。

☎国民健康保険課給付グループ☎3981-1296

ジェネリック医薬品差額通知書を対象の方に発送します

現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に軽減できる金額を、2月下旬にはがきでお知らせします。

◇対象…次の全てに該当する国民健康保険加入者の方。①平成29年11月に薬代を支払った方、②生活習慣病・慢性疾患を中心とする薬剤の投与を受けた方、③ジェネリック医薬品に切り替えることで100円以上の差額が見込まれる方。

◇ジェネリック医薬品への変更を希望する方…医師や薬剤師に相談してください。また、「ジェネリック医薬品希望シール」が国民健康保険課、

東・西区民事務所の窓口においてありますので活用してください。

☎当課給付グループ☎3981-1296



子育て・教育

子どもスキップまつり

2月25日(日) 午後1～4時(午後0時45分開場) としまセンタースクエア(区役所本庁舎1階)◇子どもスキップ、放課後子ども教室、中高生センタージャンプの紹介や児童によるステージ発表、おたのしみコーナーなど☎当日

直接会場へ。☎放課後事業推進グループ☎3981-1058



後期高齢者医療

高額介護合算療養費支給制度の該当者へ

「申請のお知らせ」を送付します

◇対象者…後期高齢者医療制度加入者で、同一世帯内の方の医療保険(医療分)の自己負担額と介護保険(介護分)の自己負担額の合算額が、下表の自己負担限度額を超えた方。ただし、下記対象期間内に次の①②に該当する方には送付されない場合があります。①75歳の誕生日を迎えた方、②東京都外から豊島区への転入などにより後期高齢者医療制度の資格を取得した方

◇対象期間…平成28年8月1日～平成29年7月31日

☎2月中旬に東京都後期高齢者医療

広域連合から送付される「申請のお知らせ」を確認してください。

☎後期高齢者医療グループ☎3981-1332

1年間の自己負担限度額(平成28年8月～平成29年7月末)

負担割合	所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険世帯単位の自己負担限度額(年額)	
3割負担	現役並み所得	67万円 ※1	
	一般	56万円	
1割負担	住民税非課税等※2	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※1 平成30年7月まで。平成30年8月から限度額の見直しが見込まれています。
※2 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。区分Ⅰ…ア、住民税非課税世帯であり世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方。イ、住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

くらし等

分譲マンション管理セミナー

2月10日(土) 午後1時30分～3時20分 区役所本庁舎5階507～510会議室◇講演「まだ間に合う!管理規約の見直しと住宅宿泊事業法の内容について」、個別相談会(8組まで。要事前申込み)◇マンション管理組合役員、区分所有者◇60名

☎電話かファクスかEメールで2月7日までに「マンショングループ☎3981-1385、☎3980-5136、☎A0022901@city.toshima.lg.jp」へ※先着順。

ねずみ駆除相談所

2月13日(火)、26日(月) 午前10時～午後3時 池袋保健所※相談は30分単位の個別相談◇被害の状況に併せた相談ができる。

☎電話で環境衛生グループ☎3987-4176へ。